

茂都築第137号
令和8年9月9日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市長 市原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和8年3月27日 付け茂監第95号)

都市建設部	建築課
監 査 結 果	
・茂原市空家等対策計画に掲げる「安心・安全・快適な住環境の実現」に向け、所有者不明や相続人不在の空家対策は重要な課題の一つである。これらの空き家等を放置せず早期の状況把握に努め、相続財産清算人（相続財産清算制度※2）等の活用により流通を促進し、悪影響を未然に防ぐよう取り組まれない。 ※2 相続財産清算制度…民法第952条 相続人の存在、不存在が明らかでないときには、利害関係人等は家庭裁判所に申立てができる。相続財産清算人は被相続人の債権者等に対し被相続人の債務を支払うなどして、清算を行うことができる制度。	
措 置 内 容	
所有者や相続人の不存在空き家については、資産税課より都度、情報提供を受けており早期の物件把握に努めている。また利活用の促進を図るため、令和5年度より継続して相続財産清算人申立てを行っているところである。	